



平成19年度決算に係る健全化判断比率



自治体の財政破綻を早い段階で食い止めることを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が本年4月1日から一部施行され、平成21年4月から本格施行されます。これにより、地方自治体は毎年度、前年度の決算に基づき、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標（「健全化判断比率」）について、監査委員の審査に付し、議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

桂川町の、平成19年度決算に係る健全化判断比率は、下表の通りです。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
桂川町	- (なし)	- (なし)	14.7%	60.4%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	
(参考) 県内単純平均			12.5%	74.1%

【用語の説明】

● 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的なサービスを行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなつてくるので、より多くの歳出削減策や歳入増加策を講じるとともに、解消の期間も長期間になるなど、深刻な事態になつていています。

● 連結実質赤字比率

一般会計等のほか、国民健康保険特別会計等のすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指标化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示したもの。この比率が高くなるほど、実質赤字比率と同様に、赤字の解消が難しくなります。

● 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指标化し、資金繰りの危険度を示したもの。借入金の返済については、削減したり、先送りしたりすることは原則的にできません。このため、この比率が高くなるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まります。